

宮城県国民健康保険団体連合会

August 2021

No.61

# 国保だより

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、  
ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の  
認証取得団体です～

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

## オンライン請求システムへの移行について

オンライン請求システムとは、保険医療機関・保険薬局と審査支払機関を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ(レセプトデータ)をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムです。

既に電子媒体で請求されている保険医療機関及び保険薬局の皆さまの更なる事務の効率化・負担軽減につながるよう、オンライン請求への移行について、御理解と御協力をお願いいたします。

## 再審査申立について

本会へ診療報酬等を請求し、審査決定・支払済みとなった診療(調剤)報酬明細書について、審査結果について不服がある場合には、再審査申立を行うことができます。

再審査申立を行う場合は、申立レセプト1件毎「再審査申立書(医科・歯科・調剤)」に必要事項を記載の上、毎月10日までに本会宛て提出してください。「再審査申立書」の様式は、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>)に掲載しております。

なお、再審査申立は、「オンライン請求システム」による申立も可能となっております。その場合、紙媒体による申立書の提出は必要ありません。請求方法の詳細については、「オンライン請求システムに格納されている「オンライン請求システム操作手順書」【運用編】〈医療機関・薬局用〉を参照ください。

### 〈再審査申立における注意事項〉

- ・再審査請求は、「増減点・返戻通知書」又は「過誤・再審査結果通知書」等の到達後、6か月以内に行ってください。
- ・申立対象レセプトの「写」の添付は不要です。
- ・傷病名の欠落・記載内容誤り等による減額査定分のレセプトに係る再審査申立は認められておりませんので、御注意ください。
- ・紙媒体による申立書の提出方法については、個人情報保護のため、必ず郵送でお願いいたします。(FAXでの受付はできません。)

## 乳幼児（子ども）医療費の助成対象年齢について

令和3年10月から、下記市町村における乳幼児医療費の助成対象範囲が変更となります。レセプト及び「乳幼児医療費請求書（社保用）」を請求する際は、助成対象年齢を確認の上、提出願います。

市町村	変更内容	変更後 (令和3年10月から)	変更前
気仙沼市	入通院	高校3年生まで (18歳年度末)	中学3年生まで (15歳年度末)
柴田町	入通院	高校3年生まで (18歳年度末)	中学3年生まで (15歳年度末)

## 「社保乳幼児医療費請求書（連記式請求書）」の提出について

「宮城県乳幼児医療費助成事業 社会保険分総括表」と「乳幼児医療費請求書」（連記式請求書）の提出先は国保連合会です。

提出の際は、「社会保険分総括表」を必ず一部作成して、連記式請求書の先頭に添付し、ホチキス等でまとめて綴じてください。当月請求分と月遅れ請求分がある場合についても、総括表は一部にまとめて記入してください。

「宮城県乳幼児医療費助成事業」に関する請求方法については、宮城県子ども・家庭支援課のホームページに掲載されております「乳幼児医療費公費負担事務の手引」及び関係様式を御確認ください。

### 【掲載場所】

宮城県子ども・家庭支援課トップページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo>)  
→ 育児のサポート（子育ての経済的支援） → 乳幼児医療費助成

## 医療費助成申請書「医療機関等記入欄」について

本会で受付しております「母子・父子家庭医療費助成申請書」、「重度心身障害者医療費助成申請書」の医療機関記入欄の記入漏れが散見されます。提出の際は、医療機関コード・医療機関名称・診療点数・公費による自己負担額等が正しく記入されているか御確認ください。

特に、医療機関コード・名称・所在地のゴム印の押印、記入漏れが大変多くなっておりますので、御留意ください。

医療費助成申請書の詳しい記入方法等については、該当市町村にお問い合わせください。

## 特別療養費のレセプト提出について

「国民健康保険資格証明書」にかかる特別療養費のレセプト提出については、電子請求ではなく紙レセプトでの提出となります。

「特別療養費に係る療養についての事務処理について」（昭和63年厚生省保険局通知）により、本会への提出にあたっては、レセプト上部余白に「特別療養費」と朱書きし、通常請求分の総括表及び請求書には含めず、レセプトのみ提出してください。

## 第三者行為によるレセプトを提出する場合

交通事故など第三者の不法行為によるレセプトを提出する際は、特記事項に「10第三」の記載が必要となります。

また、第三者行為による治療が終了した場合、特記事項から「10第三」の表示を削除してください。

## 本会へ送付される郵便物について

郵便物の配達頻度の緩和(土曜休配)や送達速度の緩和(翌日配達の廃止)等に関する改正郵便法に伴い、令和3年10月から普通扱いとする郵便物・ゆうメールについて、郵便サービスの一部変更が予定されております。

①土曜日配達休止(令和3年10月2日(土)～)

②お届け日数の繰り下げ(令和3年10月以降段階的に実施)

令和3年度の請求締切日が土・日・祝日に該当するのは、10月10日(日)、令和4年1月10日(月・祝)となりますので、本会へレセプト等郵便物を送付される際は、投函日に注意願います。

詳しくは日本郵便株式会社のホームページを御覧ください。

## 診療(調剤)報酬の提出及び支払予定日等について

令和3年9月以降の診療(調剤)報酬請求書の提出協力日等は、以下のとおりですので早期提出に御協力願います。

窓口における受付時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

「新型コロナウイルス感染」拡大を踏まえ、郵送又は宅配による提出をお願いしておりますが、請求締切日の受付時間内に到着するように提出してください。

2021年度 診療報酬請求書等受付期限・診療報酬支払予定日日程表

区分等 提出月	オンライン、磁気媒体又は紙レセプト請求		医療機関等支払予定日		
	提出協力日	提出期限		早期支払(※1)	早期支払以外
令和3年 9月	9日(木)	毎月10日 ※オンライン請求について 受付・事務点検ASP結果の訂正は、12日が提出期限となります。	令和3年 9月	21日(火)	29日(水)
10月	8日(金)		10月	20日(水)	28日(木)
11月	9日(火)		11月	22日(月)	29日(月)
12月	9日(木)		12月	20日(月)	27日(月)

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出がある医療機関です。

※2 「風しん追加対策」、「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業請求」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>)を御確認ください。

※3 10月10日は日曜日となっています。普通扱いとする郵便による提出については御注意願います。

## 診療（調剤）報酬明細書の返戻依頼書について

本会に返戻を依頼する際に提出する「診療（調剤）報酬明細書の返戻依頼について」は別添「様式1」のとおりとなっております。返戻依頼の際は、別添様式をコピーするか、本会ホームページからダウンロードして御利用願います。

※「生年月日」欄に「令」を追加しました。

## お知らせ ～令和3年度の診療（調剤）報酬の請求書等の請求締切日について～

診療（調剤）報酬請求書等の請求締切日につきましては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下、「請求省令」という。）において毎月10日と定められております。

本会では令和3年4月以降は請求省令に従い、10日を請求締切日とし、土・日・祝日に該当した場合においては開館の上、診療（調剤）報酬請求書等の受付を行っていますので、これまで同様、締切日までの請求に御協力願います。

※令和3年度の請求締切日が土・日・祝日に該当するのは、10月10日（日）、令和4年1月10日（月・祝）となります。

「新型コロナウイルス感染症」及び「令和2年度診療報酬改定」等に関する情報については、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) に最新情報が掲載されておりますので、是非、御活用ください。

### 【掲載場所】

「新型コロナウイルス感染症」について

■厚生労働省トップページ→[新型コロナウイルス感染症](#)

「令和2年度診療報酬改定」について

■厚生労働省トップページ→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→医療保険→[令和2年度診療報酬改定](#)

発行月： 令和3年8月

発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会

発行人： 事務局長 芳賀克文

URL：<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

（審査業務課）TEL：022-222-7075 FAX：022-222-7107

（審査管理課）TEL：022-222-7074 FAX：022-222-7107

（情報管理課）TEL：022-222-7170 FAX：022-222-7072